

年金三二知識

問い合わせ 戸籍・年金担当
☎76 - 2151 内線 222、223

後納制度をご存知ですか

後納制度とは

これまで、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができなくなりましたが、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間に限り、過去10年以内の納め忘れた保険料を納めることができるようになりました。

将来の年金額を増やすことや、これまで年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

ご自分の年金記録を確認したい方は年金記録については、ねんきんネット(http://www.nenkin.go.jp/n_net/)でご確認いただけます。

後納制度は申し込みが必要です

後納制度は事前に申し込みが必要ですが、審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。詳しくは、下記へお問い合わせください。

国民年金保険料専用ダイヤル

☎0570 - 011 - 050

北見年金事務所

☎0157 - 25 - 9635

8月は町道民税第2期 国民健康保険税第3期の納付月です

納付期限は **9月1日(月)** です

口座振替をご利用の方は、引落口座の残高の確認をお願いいたします。

問い合わせ先 税務収納グループ ☎76 - 2151
税務担当(内線220・221) 収納担当(内線218)

環境省「子どもの健康と環境に関する全国調査」 エコチル調査への参加登録ありがとうございました

平成23年2月に開始したエコチル調査は、この4月で約3年間の登録期間が終了いたしました。全国103,104人、北海道8,362人、北見地区1,508人(津別町36人)にご参加いただきました。皆様のご協力に厚くお礼申し上げます。

今後は半年ごとに実施される質問票調査が13歳になるまで継続されると平行して、12月からは一部の方を対象に詳しい調査を行う「詳細調査」が始まります。

エコチル調査はお子さまの健康を増進するために行われていきますので、皆様の子育てに役立つ、有用な結果が出ましたら、さまざまな形で情報として還元したいと思います。引き続きご協力いただけますようよろしくお願いいたします。

《問い合わせ先》

北海道ユニットセンター北見サブユニット
日本赤十字北海道看護大学 エコチル調査担当者あて
☎0157 - 66 - 3311 (大学代表)
午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)
E-mail ecochil@rchokkaido-cn.ac.jp

個人事業税・第1期の納期限は9月1日(月)です

個人事業税は、道内に事務所(事業所)があり、事業を行っている個人に、その所得を基礎として課税される道税です。

事業の所得から各種控除額を差し引いたものに次の税率をかけて算出します。

第一種事業	物品販売業、不動産貸付業、飲食店業など	5%
第二種事業	畜産業、水産業など	4%
第三種事業	医業、理・美容業、クリーニング業など	5%
	あん摩・はり・きゅう業など	3%

オホーツク総合振興局から送付する納税通知書で、第1期(9月1日期限)と第2期(12月1日期限)の2回に分けて納めていただきます。

問い合わせ先 オホーツク総合振興局税務課

【課税に関すること】 課税係 ☎0152-41-0613

【納税に関すること】 納税係 ☎0152-41-0616

第9回「みどり香るまちづくり」 企画コンテスト 応募団体募集

～植物のかおりをまちづくりに活かす
企画をお待ちしています～

応募要件 かおりの樹木・草花を用いた、
街区・近郊地区の「みどり香るまちづくり」
を演出する企画を募集します。

賞と副賞 環境大臣賞1点(副賞:企画に
応じた樹木、その他の草木の苗木・苗を
全て提供=100万円相当) 他各賞
応募締切 平成26年10月10日(金)

応募方法、過去の受賞例等は企画コンテ
ストホームページをご覧ください。

[みどり香るまちづくり](#) 検索

http://www.env.go.jp/air/akushu/midori_machi/index.html

問い合わせ先
環境省 水・大気環境局大気生活環境室
☎03 - 5521 - 8299

平成26年度(第2回)北海道警察官採用試験について

受験資格 昭和57年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方
受付期間 平成26年8月12日～8月27日(電子申請は8月22日まで)

第一次試験 試験日 平成26年9月21日(日)

試験地 道内22会場(札幌、北見ほか) 東京

問い合わせ先 美幌警察署 ☎72 - 0110 警務係

美幌消費者協会では会員を募集しています!

美幌消費者協会は日常の生活に必要な商品知識、価格等を調べ、正しい情報を発信しています。情報誌(北の暮らし、きらめっく、すずらん等)を通じて「食の安全」「環境問題」「悪質商法の対策」などを一緒に考えながら、心身ともに豊かで安心の暮らしを目指している協会です。年会費1,000円でいつでも入会できます。

町内会、職場、団体など5人以上集まってくだされば、出前講話に出向きます。また、悪質な訪問や詐欺的な行為の情報がありましたらお知らせください。

問い合わせ先 美幌消費者協会 ☎・FAX 72 - 0366

津別町農地賃借料を公表します

津別町における平成25年1月から12月までに締結(公告)された賃借料における賃借料水準(円/10a当たり)は、以下のとおりとなっています。

地区	平均額	最高額	最低額	データ数
東岡	5,900	7,000	5,000	4
活汲・岩富 達美	8,300	9,600	5,000	8
最上	7,800	8,000	7,600	2
高台・豊永	8,600	10,000	8,000	5
美都・上里	6,800	8,000	5,000	10
共和	6,400	8,000	3,000	7
恩根・栄・双葉	5,400	7,000	3,500	5
沼沢・本岐 木樋・二又	3,000	4,500	2,000	5
大昭・布川 相生	5,300	7,500	2,000	4
(参考) 津別町平均	6,300			50

- ・データ数は、集計に用いた件数です。
- ・金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。
- ・「(参考)津別町平均」の平均額は、各区分の集計に用いた全賃借料データの平均です。

問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎76 - 2151

消防団員募集

津別消防団では、消防団員を募集しています。津別で暮らすあなただからこそ、地域防災の担い手として活動してみませんか?
消防団とは?
市町村に設置される公の機関で、消防と連携して活動します。
消防団員の立場は?
消防団員は権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員です。
活動の内容は?
消防署や関係機関と連携して、平常時は各種訓練や予防活動を行い、火災時は消火活動、地震や風水害

時には救助・救出等を行います。
入団資格は?
・津別町に居住している人
・年齢18歳以上の健康な人
まずはお電話を!
問い合わせ先
津別消防署 ☎76 - 2189



夏の暴力追放運動 (7月21日～8月20日)

重点目標

①暴力団の違法な資金獲得活動の実態周知と被害防止

振り込め詐欺、サラ金・携帯電話使用料等の架空請求、書籍の購入要求、ゆすり、たかり等の暴力的要求行為その他の暴力被害の早期相談と積極的な届出を呼びかける。

②少年に対する暴力団の影響排除と環境の浄化

暴力団関係者との交遊、車の暴走行為や薬物乱用等の非行行為を見たときは、保護者や関係者に知らせよう呼びかける。

問い合わせ先

(公財)北海道暴力追放センター北見支局

☎0157 - 61 - 5982